

## 「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」について

### 1. 趣旨

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づき、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するため、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において検討が進められている。
- 上記の検討における中間取りまとめにおいて、『地方創生を推進するため、一定の安全性を確保した上で、歴史的建築物を活用し、魅力あるまちづくりを進めることが必要。このため、建築基準法適用除外に関する条例の制定・活用を加速するとともに、歴史的建築物に関する技術基準の更なる合理化等を推進し、必要な体制を構築する』ことが建築基準に関する取組方針としてまとめられたところ。
- 自治体等と連携を図り、建築基準法適用除外に関する条例の制定・活用を促進することを目的とし、「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」を設置する。当面は、建築基準法適用除外に関する条例の制定・活用に関するガイドラインの作成に向けた検討を行う。

### 2. 会議の構成（詳細は別紙のとおり）

- 構成員：歴史的建築物の活用に取り組む地方公共団体、学識経験者等、建築設計関係団体、国
- 事務局：国土交通省住宅局建築指導課

### 3. スケジュール

- 平成 29 年 2 月中に、連絡会議を立ち上げる。
- 平成 29 年度中に、連絡会議における検討結果の中間的な整理を行う。
- 平成 29 年度内に「建築基準法適用除外に関する条例の制定・活用に関するガイドライン」を取りまとめる。
- シンポジウムや説明会の開催等により、ガイドラインの周知を行う。

### 4. 検討概要

#### (1) 条例及び条例に基づく指針等に関する内容の整理

- 建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号に基づく条例及び当該条例に基づく指針について、下記の項目について整理する。
  - ①理念
    - ・ 条例制定の経緯（背景、まちづくり方針との関係、地方議会での議論など）
    - ・ 条例の対象としている建築物の考え方（他法令における位置づけ、その他条例による位置づけなど）
  - ②技術基準
    - ・ 求める代替措置（防火、構造、その他）

### ③運用（執行体制）

- ・対象建築物の選定プロセス（申請の方法、自治体による下審査の方法など）
- ・代替措置の審査方法（専門家委員会による審査、事務局による審査など）
- ・建築審査会での審査方法（同意基準、建築基準的な観点、歴史的な価値をみる観点）

○伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例について、下記の項目について整理する。

#### ①理念

- ・条例制定の経緯（背景、まちづくり方針との関係、地方議会での議論など）
- ・条例の対象としている建築物の考え方（条例での伝統的建造物の定義など）

#### ②技術基準

- ・求める代替措置（防火、構造、その他）

#### ③運用（執行体制）

- ・対象建築物の選定プロセス（申請の方法、自治体による下審査の方法など）
- ・代替措置の審査方法（専門家委員会による審査、事務局による審査など）

## (2)保存建築物、保存建築物に指定しようとする建築物等の諸元の整理

○既に保存建築物として指定されている建築物及び今後保存建築物に指定しようとする建築物等（以下「保存建築物等」という。）について、下記の項目について整理する。

- ・保存建築物等の諸元（建築年代、用途、構造、所有者など）
- ・保存建築物等について、現行基準に照らして適合することが難しい規定（建築基準法第○条、建築基準法施行令第○条など）

## (3)包括同意基準の制定に関する課題とその対応策の整理

○包括同意基準を制定している又は制定しようとしている地方公共団体における議論を分析し、包括同意基準の制定に関する課題とその対応策について整理する。

## (4)ガイドラインに関する検討

○上記(1)～(3)で整理した内容を類型化

○ガイドライン骨子の作成

（ガイドライン骨子イメージ）

- ①ガイドラインの趣旨・目的
- ②条例制定のプロセス
- ③条例対象建築物の考え方
- ④代替措置の考え方
- ⑤建築審査会、専門家委員会等の設置
- ⑥保存建築物の選定方法
- ⑦包括同意基準の作成の進め方

○ガイドラインの作成

## 歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議 構成員

## 【地方公共団体】

藤井 健太郎	富岡市経済建設部建築課長
大澤 健	<u>川越市都市計画部都市景観課長</u>
菅井 稔	<u>横浜市建築局建築指導部建築情報課長</u>
近藤 裕二	<u>鎌倉市都市調整部建築指導課担当課長</u>
金子 昌義	藤沢市計画建築部建築指導課長
戸倉 篤	小田原市都市部建築指導課長
浅海 義治	氷見市まちづくり推進部都市・まちづくり政策監
神代 太	氷見市都市計画・コミュニティデザイン応援課長
高木 勝英	<u>京都市都市計画局建築指導部建築指導課長</u>
藤井 望	<u>兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長</u>
西 修	<u>神戸市住宅都市局 計画部まちのデザイン課長</u>
橘 清治	豊岡市都市整備部都市整備課長
目瀬 陽介	津山市都市建設部歴史まちづくり推進室長
西村 誠二	<u>福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長</u>

※下線は既に歴史的建築物の建築基準法適用除外について条例を制定した地方公共団体

## 【学識経験者等】

後藤 治	工学院大学建築学部建築デザイン学科 教授
長谷見 雄二	早稲田大学理工学部建築学科 教授
藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授

## 【建築設計関係者】

中村 陽二	公益社団法人日本建築士会連合会
遠藤 正幸	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
篠田 義男	公益社団法人日本建築家協会

## 【国】

竹谷 修一	国土技術政策総合研究所都市研究部都市防災研究室長
荒木 康弘	国立研究開発法人建築研究所構造研究グループ主任研究員
田伏 翔一	国土交通省住宅局市街地建築課課長補佐
高梨 潤	国土交通省住宅局市街地建築課市街地建築安全係長 (事務局(建築指導課))
石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課長
松井 康治	国土交通省住宅局建築指導課企画専門官
藤原 健二	国土交通省住宅局建築指導課企画専門官
牧野 弥生	国土交通省住宅局建築指導課企画係長